

介護保険のお知らせ

☎ 福祉課 介護保険担当
☎ 093・434・5544

令和7年度保険料納入通知書を郵送します

7月中旬に令和7年度保険料納入通知書を郵送します。保険料の算出方法など詳細については、同封のパンフレットに記載されていますのでご確認ください。令和7年7月以降に65歳を迎える方には、誕生月の翌月中旬に郵送します。

■保険料の納付方法

保険料は原則年金から自動的に天引きされます（特別徴収）。一部の方は町が送付する納付書で納めてください（普通徴収）。納付書がお手元に届いたときは、期限内に納めてください。

■保険料支払いはコンビニやアプリで便利に！

普通徴収の保険料のお支払いは、コンビニ納付やスマホアプリ決済にも対応しています。
※スマホアプリで納付する場合は、納付書バーコードをご自身のお手元でスキャンしてください。



保険料は納期内に納めましょう！

保険料の滞納があると、介護サービスを利用した際の負担額が引き上げられたり（通常はかかった費用の1割・2割・3割）、高額介護サービス費が受けられなくなったりする場合があります。

国民年金保険料の納付

☎ 保険健康課 保険年金担当 ☎ 093・434・1848
小倉南年金事務所 ☎ 093・471・8873

令和7年度国民年金保険料

月額 17,510円(令和7年4月分から令和8年3月分)

■納付期限 納付対象月の翌月末

■納付方法

- ◆納付書：日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納付することができます。
- ◆クレジットカード：年金事務所や役場の年金窓口にて申込みください。※クレジットカードが必要です。
- ◆口座振替：預金口座をお持ちの金融機関や年金事務所、役場の年金窓口にて申込みください。※基礎年金番号がわかるもの、通帳、銀行印が必要です。
- ◆その他：スマートフォンアプリを利用したキャッシュレス決済での納付、インターネット(Pay-easy)などの納付もできます。
- ◆お得な前納（前払い）：6か月分、1年分、2年分などまとめて前納すると保険料が割引されます。

■納付期限までに納めることが困難な場合

日本年金機構では、納付期限までに納めていない方に対して、早めに納めていただくよう案内を行っています。保険料の納付が困難な場合、保険料が免除・猶予される制度がありますので、ご相談ください。
今年度（令和7年7月～令和8年6月）の一般免除・猶予申請は、7月から受付開始です。

■年金事務所での相談・お手続きの際は待ち時間の少ない事前予約を

【受付】予約相談希望日の1か月前から前日まで
【必要なもの】基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、年金基礎番号通知書、最新の納付書など）
【予約専用受付電話】☎ 0570・05・4890
年金番号が分かる場合はインターネット予約ができます（右QRコード）。



**マイナ保険証
ご利用ください！**

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120・95・0178

申請することなく限度額が適用されるので大変便利です！！

- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- お薬や受診の履歴に基づいた、より良い医療が受けられる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急措置や病院の選定などに活用される



国民健康保険に加入中の方へ

☎ 保険健康課 保険年金担当
☎ 093・434・1848

国民健康保険税率を改定しました

近年、被保険者数の減少、一人あたり医療費の増加等により、国民健康保険の財政運営は非常に厳しい状況です。今後も安心して国民健康保険を利用していただくために、令和7年度国民健康保険税率を改定しました。

今回の改定は、県が示す「標準保険税率」を参考に、苅田町国民健康保険運営協議会の答申に基づくものです。被保険者の皆さまには国保税の負担増をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

■国民健康保険の保険証がかわります

8月1日から「マイナ保険証」か「資格確認書」へかわります。

【次の書類をそれぞれ郵送します】

- マイナ保険証登録済みの人には「資格情報のお知らせ」
- それ以外の人には「資格確認書(薄緑色)」

※同じ世帯でも登録状況に応じて別々に書類が届きますのでご注意ください。

※有効期限は**令和8年7月31日**となります（年の途中で70歳になる人は有効期限が異なることがあります）。

※有効期限の過ぎた旧保険証（藤色）等は各自で厳重に処分するか8月1日以降に返還してください。

■限度額認定証等の更新

現在交付している「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」（申請者のみ）の有効期限は**令和7年7月31日**です。

8月から必要な場合は、7月以降に更新申請をしてください。
※適用区分は、令和6年中の世帯の所得等によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

【更新受付開始日】7月1日☎

【申請窓口】保険健康課 保険年金担当（役場2階）

【申請に必要なもの】本人確認書類（保険証、現在お持ちの限度額認定証、運転免許証など）

【ご注意】限度額認定証は、申請時点で国保税をすべて納付している人にしか交付できません。

※窓口で国保税の納付が確認できない場合、国保税の領収証書が必要になることがあります。

後期高齢者医療に加入中の方へ

☎ 保険健康課 保険年金担当
☎ 093・434・1848

■8月から資格確認書が新しくなります

8月1日から使用できる「資格確認書」(紫色)を、後期高齢者医療制度の加入者に、マイナ保険証の有無に関わらず郵送します。マイナ保険証での受付が難しい場合は、今回お送りする新しい資格確認書で、8月1日以降もこれまで通りの医療を受けることができます。

※有効期限は**令和8年7月31日**までの1年間で、7月下旬までにお届けします。

※令和6年12月2日以降、被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
※7月31日までに新しい資格確認書が届かない場合は、保険健康課へお問い合わせください。

■限度額認定証等の更新

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も、新たに発行されません。資格確認書に限度額の適用区分を併記する仕組みになりました。

令和6年度中に交付されていた人、既に限度額の適用区分が併記された資格確認書を持っている人には、限度額の適用区分が併記された資格確認書を交付します。

※資格確認書に限度額の適用区分の併記を希望する場合は保険健康課の窓口への申請が必要です。

■資格確認書の自己負担割合をご確認ください

医療費の自己負担割合は、前年中の所得をもとに判定し、1割・2割・3割のいずれかとなります。

【自己負担割合が3割になる場合について】

同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上の場合です。ただし、下記に該当する場合は自己負担割合は1割か2割となります（要申請）。

対象	条件
同じ世帯の被保険者が2人以上の場合	同じ世帯の被保険者全員の収入の合計が520万円未満
同じ世帯の被保険者が本人のみの場合で、①か②に該当する方	①本人の収入が383万円未満 ②本人と同じ世帯の70歳～74歳までの人の収入の合計が520万円未満

■保険料に関する詳細をご確認ください

保険料の算出方法や軽減割合など、保険料に関する詳細は、7月に送付予定の「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載していますのでご確認ください。